

練馬区告示第312号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、指定市町村事務受託法人に事務を委託したので、同条第5項および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第34条の6第1項の規定により、つぎのとおり公示する。

令和8年6月10日

練馬区長 吉田 健一

- 1 事務の委託に係る事務所の名称および所在地
 - (1) 事業者指導・支援センター
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
 - (2) 介護サービス適正化事業ポライト
東京都新宿区新宿三丁目11番12号 永谷テイクエイトビル802
- 2 指定事務受託法人の名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者氏名
 - (1) 公益財団法人東京都福祉保健財団
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
理事長 早川 剛生
 - (2) 株式会社クロニカデザイン
東京都新宿区新宿三丁目11番12号 永谷テイクエイトビル802
代表取締役 西村 拓人
- 3 委託開始の年月日
令和8年4月1日
- 4 委託事務の内容
介護保険法第24条の2第1項第1号に掲げる事務
- 5 居宅サービス等の提供の有無
なし